

新	旧	備考
輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する 貨物等に係る取扱いについて 平成13年4月1日 01 - 制度 - 00040 沿革 (略) <u>平成26年9月24日 一部改正</u>	輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する 貨物に係る取扱いについて 平成13年4月1日 01 - 制度 - 00040 沿革 (略)	
<u>(目的)</u> <u>第1条</u> この規程は、貿易一般保険約款（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）第2条第4項に定める輸出貨物等のうち、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の16の項に該当する貨物の輸出又は同別表第1の2から16までの項に該当する仲介貿易貨物の販売又は賃貸（以下「対象貨物の輸出等」という。）に係る独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）に対する通知及び対象貨物の輸出等ができなくなったことによる損失のてん補について定める。	輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の16の項に該当する貨物の輸出若しくは仲介貿易（以下「対象貨物の輸出等」という。）については、貿易一般保険契約を締結後、	
<u>(定義)</u> <u>第2条</u> この規程において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号）及び約款によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号のとおりとする。 一 「輸出者等」とは、輸出者又は仲介貿易者をいう。 二 「輸出契約等」とは、輸出契約又は仲介貿易契約を含む一の契約をいう。 三 「輸出等許可」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。（以下「外為法」という。）第48条第1項又は第25条第4項の規定に基づく許可をいう。 四 「客観要件」とは、貨物の輸出にあっては、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号）の各号のいずれか又は輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成	輸出者若しくは仲介貿易者（以下「輸出者等」という。）が、輸出令第4条第1項第3号ロ及び第4号ロの規定に基づき経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた若しくは仲介貿易者が、外国為替令（昭和55年政令第260号）第17条第3項第2号ロの規定に基づき経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けた（以下	

新	旧	備考
<u>20 年経済産業省令第 57 号) の各号のいずれか、仲介貿易貨物の販売又は賃貸にあつては、外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、賃借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成 18 年経済産業省令第 101 号) に該当することをいう。</u> <u>五 「インフォーム要件」とは、輸出者等が、貨物の輸出にあつては、輸出令第 4 条第 1 項第 3 号ロ又はニ、仲介貿易貨物の販売又は賃貸にあつては、外国為替令(昭和 55 年政令第 260 号) 第 17 条第 3 項第 2 号ロに基づき経済産業大臣から輸出等許可の申請をすべき旨の通知を受けたことをいう。</u>	<u>「インフォーム要件に該当した」という。) とき、若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成 13 年経済産業省令第 249 号) の各号のいずれかに該当したとき若しくは外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、賃借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成 18 年経済産業省令第 101 号) に該当した(以下「客観要件に該当した」という。) ときに、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号) 第 48 条第 1 項若しくは第 25 条第 4 項の規定に基づく許可(以下「輸出等許可」という。) の申請に対して不許可処分(以下「補完的輸出規制による輸出等不許可処分」という。) を受けた場合、又は輸出者等が「輸出貿易管理令第 4 条第 1 項第 3 号イ及び第 4 号イに規定する核兵器等の第 3 号イ及び第 4 号イに規定する開発等若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の別表に掲げる行為のために輸出貨物等が用いられるおそれがあること等を輸出者等が知った場合の取扱いについて」(輸出注意事項 14 第 17 号) の規定</u>	
<u>(てん補危険等)</u> <u>第 3 条 貿易一般保険契約(以下「保険契約」という。) 締結後に、対象貨物の輸出等が客観要件又はインフォーム要件(以下「補完的輸出規制等」という。) に該当し、輸出等許可の申請に対して不許可処分を受けた場合は、約款第 4 条第 10 号のてん補事由に該当することとし、日本貿易保険は、当該事由により輸出契約等に基づき貨物を輸出又は仲介貿易貨物を販売若しくは賃貸することができなくなったことによる損失をてん補する責めに任ずる。</u>	<u>に該当した(以下「補完規制報告の規定に該当した」という。) ことに基づく報告を行った後に補完的輸出規制による輸出等不許可処分を受けた場合は、当該不許可処分は貿易一般保険約款第 4 条第 10 号のてん補事由に該当することとし、日本貿易保険は、輸出者等が下記の手続に従った場合には、当該事由により輸出契約等に基づき貨物を輸出することができなくなったことによる損失をてん補する責めに任ずる。</u>	

新	旧 記	備考
<u>(通知)</u> <u>第4条</u> 輸出者等は、対象貨物の輸出等が補完的輸出規制等に該当したことにに基づく輸出等許可の申請を行う必要がないことを確認しなければならない。 2 輸出者等は、保険契約締結時まで（貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00010）に係る保険契約にあっては、保険契約申込みまで。）に対象貨物の輸出等が補完的輸出規制等に該当したときは、その旨を別紙様式により日本貿易保険に通知しなければならない。ただし、保険契約締結時までに輸出等許可を取得した場合は、この限りでない。 3 輸出者等は、保険契約締結後に対象貨物の輸出等が補完的輸出規制等に該当し、これに基づく輸出等許可の申請をしたときは、当該申請をした日から1週間以内にその旨を別紙様式により日本貿易保険に通知しなければならない。	<u>1 保険契約締結時</u> <u>(1) 輸出者等は、対象貨物の輸出等につき、インフォーム要件に該当した又は客観要件に該当したことにに基づく輸出等許可の申請を行う必要はないことを確認し、</u> <u>保険契約締結時までにインフォーム要件又は客観要件</u> に該当したときは、その旨を別紙様式により通知しなければならない。ただし、保険契約締結時までに輸出許可を取得した場合は、この限りでない。 <u>(2) 輸出者等は、対象貨物の輸出等につき、補完規制報告の規定に該当したことに基づく報告を行う必要はないことを確認し、</u> <u>保険契約締結時までにノウ要件に該当したときは、その旨を別紙様式により通知しなければならない。ただし、保険契約締結時までに輸出許可を取得した場合は、この限りでない。</u>	
<u>(保険申込の起算日)</u> <u>第5条</u> 保険契約締結時までに対象貨物が補完的輸出規制等に該当したときは、貿易一般保険の各手続細則又は貿易一般保険包括保険の各特約書の規定に基づく保険の申込期限の起算日及び保険申込みの遅滞の起算日は、輸出契約等締結日（契約発効条件付の場合は当該契約発効日をいう。）又は輸出等許可取得日のいずれか遅い日とする。	<u>(3) 保険契約締結時までにインフォーム要件又は客観要件に該当したときは、貿易一般保険手続細則又は貿易一般保険包括保険の特約書の規定に基づく保険の申込期限の起算日及び保険申込みの遅滞の起算日は、輸出契約等締結日（契約発効条件付の場合は当該契約発効日。）又は輸出許可取得日のいずれか遅い日とする。</u> <u>2 保険契約締結以後</u> <u>(1) 輸出者等は、保険契約締結以後において、インフォーム要件に該当した又は客観要件に該当したことにに基づく輸出許可の申請をした場合は当該申請をした日から1週間以内にその旨を別紙様式により日本貿易保険に通知しなければならない。</u> <u>(2) 輸出者等は、補完規制報告の規定に該当したときであって補完規制報告の規定に基づき報告した場合は当該報告をした日から、1週間以内にその旨を別紙様式により日本貿易保険に通知しなければならない。</u> <u>(3) 日本貿易保険は、輸出許可を取得した対象貨物の輸出につ</u>	

新	旧	備考
	<u>いては、補完的輸出規制による輸出不許可処分がなされ輸出契約等に基づき貨物を輸出することができなくなったことによる損失をてん補する責めに任ずる。</u>	
(免責) 第 6 条 日本貿易保険は、約款第 8 条に規定するもののほか、対象貨物の輸出等について、<u>保険契約締結時までに対象貨物の輸出等が補完的輸出規制等に該当したときであって、保険契約締結後に補完的輸出規制等による輸出等の不許可処分がなされ、輸出契約等に基づき貨物を輸出又は仲介貿易貨物を販売若しくは賃貸することができなくなったことによる損失をてん補する責めに任じない。</u>	3 保険金支払請求時等 (1) 日本貿易保険は、保険契約締結時までに<u>インフォーム要件に該当した、客観要件に該当した又は補完規制報告の規定に該当したときは、保険契約締結以後に補完的輸出規制による輸出不許可処分がなされ輸出契約等に基づき貨物を輸出することができなくなったことによる損失をてん補する責めに任じない。</u> (2) 日本貿易保険は、<u>輸出者等が 1 (1) (2) の規定に基づく通知を怠った場合は当該保険契約を解除することができる。</u>	
(保険金不払、保険金返還) 第 7 条 日本貿易保険は、<u>約款第 9 条に規定するもののほか、輸出者等が第 4 条第 3 項の規定に基づく通知を怠った場合は、当該保険契約に係る保険金の全部若しくは一部を支払わず、又は当該保険契約に係る保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。</u>	(3) 日本貿易保険は、輸出者等が 2 の規定に基づく通知を怠った場合は、当該保険契約に係る保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは当該保険契約に係る保険金の全部若しくは一部を返還させ	
(保険契約の解除) 第 8 条 日本貿易保険は、約款第 10 条に規定するもののほか、<u>輸出者が第 4 条第 2 項又は第 3 項に規定する通知を怠った場合は、当該保険契約を解除することができる。</u>	<u>、又は当該保険契約を解除することができる。</u>	
(保険金の請求) 第 9 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、<u>各手続細則の別表記載の書類の他、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険の本店に提出しなければならない。</u>	(4) 保険金の支払を請求する場合は、<u>保険金請求書に輸出不許可処分通知書、損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険の本店に提出しなければならない。</u>	
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成 26 年 10 月 1 日より実施する。</u>	附 則 (略)	

新	旧	備考
別紙 輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物等に係る通知書 年 月 日 独立行政法人 日本貿易保険 御中 被保険者(申込者) 住所 _____ 氏名 _____ 印 貿易一般保険契約(締結時・締結後)において、<u>(輸出・仲介貿易)</u>貨物について(インフォーム要件・客観要件)に該当する事由が発生しているので、下記のとおり通知します。 記 1. 保険契約の内容 (1)～(3) (略) (4) <u>貨物の用途</u> (5) <u>数量</u> (6) <u>仕向地</u> (7) <u>最終需要者</u> (8) <u>支払人</u> (9) <u>支払国</u> (10) <u>保証国</u> 2. 通知事由の発生年月日	別紙 輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物に係る通知書 年 月 日 独立行政法人 日本貿易保険 御中 被保険者(申込者) 住所 _____ 氏名 _____ 印 貿易一般保険契約(締結時・締結後)において、輸出貨物について(インフォーム要件・客観要件・<u>補完規制報告の規定</u>)に該当する事由が発生しているので、下記のとおり通知します。 記 1. 保険契約の内容 (1)～(3) (略) (4) <u>数量</u> (5) <u>仕向地</u> (6) <u>支払人</u> (7) <u>支払国</u> (8) <u>保証国</u> 2. 通知事由の発生年月日	

新	旧	備考
3. 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易<u>審査</u>課への許可の申請年月日 4. 通知事由発生にいたった経緯 注：通知書の提出部数は、1 通です。	3. 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易<u>管理</u>課への<u>輸出許可の申請年月日又は補完規制報告の規定に該当したことに基づく報告年月日</u> 4. 通知事由発生にいたった経緯 注：通知書の提出部数は、1 通です。	